

令和 3 年 3 月 5 日

学生団体代表者各位

学 生 部
スポーツ振興センター

新型コロナウイルス感染症対策について (10)

令和 3 年 2 月 28 日付で 2 府 1 県（大阪府・京都府・兵庫県）の「緊急事態宣言」が解除され、大阪モデル黄信号への変更に伴い、すでに課外活動の再開許可を受けている団体については、従来の基準に基づいて、その活動を認めております。

一方で、このたび、課外活動の再開を本格化させるべく「コロナ禍における課外活動の活動基準」を見直しましたので、ご案内いたします。これに伴い、活動制限が大幅に緩和されることとなります。各クラブにおいて文書化されているコロナ感染症対策及び各競技団体や各文化芸術団体等の関係機関が作成しているガイドラインを遵守して、課外活動において、クラスターを発生させることの無いよう注意して活動してください。

なお、事前に「課外活動再開計画書」を提出していない団体及び一部の活動についてのみの許可を受けている団体は、正規活動についての活動再開許可を受ける必要があります。「課外活動再開計画書」（令和 2 年 6 月 4 日付「大学公認学生団体の課外活動の再開について」の文書にて案内済）を提出し、許可を受けたうえで活動を再開してください。

また、下記事項についても遵守するよう、全部員への周知徹底をお願いいたします。

記

1. 外部団体への施設貸出は引き続き禁止とします。
2. 人数・時間に関わらず、飲食を伴う活動は認めません。
3. 普段の生活においても感染防止対策（マスクの着用、手指消毒等）を徹底してください。特に飲食時や休憩時、喫煙所、更衣室などでのマスクを外した状態での会話は控えてください。
4. 不要不急の外出は控えてください。
5. 部員が、新型コロナウイルス感染症の陽性者（疑いを含む）及び濃厚接触者（同居人・友人含む）となった場合は、本人からメディカルサポートセンターへメール（メールアドレス：hoken@itp.kindai.ac.jp）もしくは電話（TEL：06-4307-3075）にて連絡するよう指導してください。
6. 添付資料
 - ・コロナ禍における課外活動の活動基準
 - ・各施設の利用時間（※ 別途配付）
 - ・コロナウイルス感染に伴うクラブ活動停止期間の目安（※ 別途配付）

以 上

	想定するレベル キャンパス所在地への要請状況	課外活動の活動範囲			
		基 準	行事	部室等 人数制限	その他
6	・政府による「緊急事態宣言」の発令、 大学・学校等への休業要請 、外出自粛・往来自粛要請 ・自治体による独自の「緊急事態宣言」の発令、 大学・学校等への休業要請 、外出自粛・往来自粛要請	活動中止（オンラインでの活動を除く） ※ 課外活動施設への立入禁止	対面型の行事・イベント・合宿等は中止または延期	原則立入禁止 (1人/10㎡)	
5	・政府による「緊急事態宣言」の発令、外出自粛・往来自粛要請 ・自治体による独自の「緊急事態宣言」の発令、外出自粛・往来自粛要請 ※ 上記に併せて、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえ、大学等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項で、課外活動への制限が出た場合	活動自粛（オンラインでの活動を除く） ※ 指導者からの要請に基づき、指導者管理監督のもと、国及び自治体からの課外活動に対する制限内での活動を認める。活動人数は、必要最小限とし、練習に時間制限を設ける。 ※ 感染リスクの高い活動（組み合うことが主体となる活動、身体接触を伴う活動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動）は原則禁止 ※ 各競技団体や各文化芸術団体等の関係機関が作成しているガイドライン等を遵守する。 ※ コロナ感染症対策の徹底及び学内のルールに則る範囲での活動とする。	自主開催行事（対面型の行事・イベント・合宿等）の中止または延期	1人/8㎡	・練習を希望する部員は、本人及び保護者の同意書を必要とする。 ・ 都道府県を跨ぐ移動は控える。 ※ 事前に申請し、許可を受けることを条件とし、会計業務等運営上の必要が認められる業務については、許可する。
4	・大阪モデルでの赤信号	※ 国及び自治体からの課外活動に対する制限内での活動を認める。 ただし、感染リスクの高い活動（組み合うことが主体となる活動、身体接触を伴う活動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動）については、指導者からの要請に基づくものとする。 ※ 各競技団体や各文化芸術団体等の関係機関が作成しているガイドライン等を遵守する。 ※ コロナ感染症対応の徹底及び学内のルールに則る範囲での活動とする。 ※ 課外活動施設の利用に際し、時間制限・人数制限等を設ける。	自主開催行事（対面型の行事・イベント・合宿等）の中止または延期 ※ 事前に相談があり、必要と認められた場合は、無観客での1日1試合、3時間の範囲内での練習試合等を認める。 ただし、感染リスクの高い活動（組み合うことが主体となる活動、身体接触を伴う活動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動）を除く。	1人/6㎡	・課外活動施設の利用は、別紙の施設利用時間を参照 （最大20時まで）
3	・大阪モデルでの黄信号	※ 国及び自治体からの課外活動に対する制限内での活動を認める。 ※ 各競技団体や各文化芸術団体等の関係機関が作成しているガイドライン等を遵守する。 ※ コロナ感染症対策の徹底及び学内のルールに則る範囲での活動とする。	各施設の利用制限に応じ、自主開催行事を可能とする。 ただし、3人以上で一室を使用する合宿等は避ける。 複数人での飲食を伴う行事は認めない。	1人/5㎡	・課外活動施設の利用は、別紙の施設利用時間を参照
2	・大阪モデルでの緑信号		各施設の利用制限に応じ、自主開催行事を可能とする。 ただし、複数人で一室を使用する合宿等は部屋割り人数を厳守し、施設のコロナ対策を遵守して行動する。 複数人での飲食を伴う行事は認めない。	1人/4㎡	・課外活動施設の利用は、別紙の施設利用時間を参照
1	・平常時	通常どおり	通常どおり	—	通常どおり

- ※ 大学キャンパス内及び課外活動施設への立入禁止が出た場合はいずれの場合も、活動自粛とする。
- ※ 活動に際し、各競技団体や各文化芸術団体等の関係機関が作成しているガイドライン等を遵守する。
- ※ コロナ感染症対策の徹底及び学内のルールに則る範囲での活動とする。
- ※ 部室等利用に際し、以下の6点を遵守する。

- ① 常時窓を開けて換気することが望ましいが、気温等からこれが難しい場合、1時間に1回以上、可能な限り2方向以上の窓等を開けて換気すること
- ② マスクを正しく着用すること
- ③ 最小限の声で話すこと
- ④ 部室の滞在時間は最小限とすること
- ⑤ 着席の際は対角に座ること
- ⑥ 部室内での飲食の禁止（水分補給のため飲物を摂る場合は、その時だけ最小限マスクを外し、すぐにまた着用すること）

- ※ 部員がPCR検査を要請された、濃厚接触者となった場合は、監督・コーチ、部長への連絡し、体育会はスポーツ振興センターへ、
その他の団体は学生部へすぐに連絡する。

⇒ 当該部員本人は、すぐにメディカルサポートセンターへ連絡する。